

令和4年5月1日

会員各位

## 自治会会則の改定について

都筑ヶ丘住宅自治会

平素は自治会活動にご協力を頂きありがとうございます。

さて、平成2年に改訂した、自治会会則ですが、高齢化により、常任役員の選出が難しくなってきており、現状にあわせ、会長、出納長を選任し、またこの役を理事と兼務を可能としました。

ご一読いただき、ご了解いただければ、定期総会でのご承認を、お願い申し上げます。

### 改定箇所

#### 【都筑ヶ丘住宅自治会会則】

- 第6条（役員）
  - (1) 会長は理事との兼務を可能としました
  - (2) 副会長は理事との兼務を可能としました
  - (3) 出納長は理事との兼務を可能としました
  - (4) 常任理事を削除しました
  - (5) 役職削除に伴い、番号を変更しました
  
- 第7条（権限及び任務）
  - (1) 会長は理事会の代表者としました
  - (2) 会長の補佐は出納長及び副会長と理事がし、会長に事故があるときはこれを代行する
  - (3) 常任理事を削除しました
  - (4) 理事が他の役員兼任ができることにしました
  - (5) 役職削除に伴い、番号を変更しました
  
- 第8条（役員の選出）
  - (1) 常任理事を削除しました
  
- 第9条（任期）
  - (1) 会長、副会長、出納長、その他必要な役員の任期を1年としました。
  - (2) 常任理事を削除しました
  
- 第15条（会議の招集）
  - (1) 定期総会の時期を削除しました。

#### 【役員選挙細則】

- 第2条（選挙の原則）
  - (1) 常任理事を削除しました

以上

令和4年 5月22日

## 自 治 会 会 則 (案)

都筑ヶ丘住宅自治会



## 都筑ヶ丘住宅自治会会則

### 第1章 総則

第1条（名称及び事務所）本会は、都筑ヶ丘住宅自治会と称し、事務所を都筑区川和町2685  
都筑ヶ丘自治会館または自治会長宅に置く。

第2条（区域）本会の区域は横浜市都筑区川和町2296～2698番地のいわゆる都筑ヶ丘住宅  
の区域とする。

第3条（会員）本会の会員は第2条に定める区域内に居住する世帯主またはこれに準ずる者を対象  
者とし、その全ての住民は本会会員になることを原則とする。

第4条（目的）本会は会員相互の親睦及び教養を高め福祉を増進し、生活環境の整備や防災などに  
努め、住民の為のまちづくりを行う事をもって、地域社会の向上発展を図ることを  
目的とする。

### 第2章 組織と事業運営

第5条（組織）本会は、前条の目的を達成するため、及び、事業の円滑な推進を行うために、次の  
各担当部会を置き、役務内容を分担する。

#### （1）総務・渉外部

- ①広報「都筑ヶ丘会報」の発行
- ②書類の記録・整理・保管
- ③回覧物・配布物・掲示物の回覧・配布・掲示
- ④班会合の実施と取り纏め
- ⑤役員・組織問題の対策
- ⑥自治会町内会連合に出席・折衝
- ⑦近隣自治会及び各種外部団体との交流・折衝
- ⑧行政機関との折衝・連絡
- ⑨各種募金など取り纏め

（2）厚生部 ①会員相互の親睦向上(夏祭り、敬老会、どんど焼き)  
②会員の健康増進と厚生・福祉の向上（スポーツ活動の推進、高齢化対策、葬祭事  
務）  
③教育、文化の向上。  
④行政及び近隣地域団体のイベントの参加と推進（区民祭り、連合体育祭、各種ス  
ポーツイベント等）  
⑤救急医療情報キットの周知、管理。

⑥つながりハートネット活動の支援。友愛活動員（つづきが丘クラブ）との協力。

（3）防災部 ①各種防災意識の向上施策と訓練の実施（防火・防災対策・防災救命技術の習得・  
消防、防災品の点検活動・防災組織図の作成  
いっつき避難場所の整備・災害時避難の手段施策・夜回り。  
②地域防災拠点訓練の参画。  
③災害発生時の安否確認、防災組織図に基づく活動、地域防災拠点との連携

④災害時要援護者対策。

⑤家庭防災員(横浜市より委嘱)への活動支援、協力。防災講習会の案内。

(4) 環境・防犯部

①住宅内の居住環境の向上、整備（清掃活動、ペット公害対策、不法投棄物の撤去、住宅内巡回点検）

②ゴミの分別徹底化、資源ゴミの管理、ゴミの減量化推進。

③住宅内道路交通規範の整備と啓発活動（交通安全運動、路上駐車の追放、道路標識類の整備）

④市民の森運営に参加、公園点検。

⑤防犯意識の向上施策の実施（パトロール、防犯講習会、防犯灯の点検整備）

(5) 会計部 ①自治会費の集金、管理。

②自治会会計の収支管理。

③夏祭りの会計、受付。

④次年度の会計監査。

(6) 会館部

①会館使用規定に基づく会館管理（会館内部屋の貸し出し、使用料の徴収、設備、機材、備品の維持管理）

②会館利用予定表の管理。

(7) 子ども会<専門部会> ①子どもたちの健全育成指導

②自主活動の推進・イベントの実施

③近隣関係団体との交流

(8) つづきが丘クラブ<高齢者専門部会> ①会員の親睦と福祉の向上、相互扶助活動推進

②会員の健康増進と研鑽活動の推進

③近隣関係団体との交流

第3章 役員

第6条（役員） 本会は次の役員を置く。

1 会長 1名（「4. 理事」との兼務可）

2 副会長 若干名（「4. 理事」との兼務可）

3 出納長 1名（「4. 理事」との兼務可）

4 理事 17名

5 特別理事 子ども会、つづきが丘クラブ

6 評議員 17名

7 会計監査 2名（前年度会計理事）

8 特別役員（相談役、参与等）、その他必要な役員

**第7条（権限及び任務）** 役員の権限及び任務は次のとおりとする。

- 1 会長は、理事会の代表者とする。
- 2 出納長及び副会長と理事は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 出納長は、会の財務全般を統括する。  
銀行印の管理を行う。
- 4 理事及び特別理事は、会運営に必要な業務執行について連帶責任をもち、総会並びに評議会に責任を負う。理事は他の役員と兼任ができる。
- 5 評議員は、評議会に出席し所管する班を代表して付議事項審議または決定する。このため日常の連絡業務、その他の活動を行う。
- 6 会計監査は必要に応じて会計を監査する。
- 7 その他役員(相談役、参与等)は必要状況により、会長の了解を得て、理事会評議会に出席し、意見を述べる事が出来る。

**第8条（役員の選出）** 役員の選出は役員選挙細則に基き次の通りとする。

- 1 役員選挙細則に基づき評議会を経て、総会で決定する者は、会長、副会長、出納長。
- 2 自治会は17班で構成し各班より推挙し、総会で決定する者は、理事、評議員。
- 3 専門部会の推薦に基き、評議会を経て総会に公示する者は、特別理事の子ども会老人クラブ(つづきが丘クラブ)
- 4 理事会の推挙で、評議会を経て総会で決定する者は、特別役員の相談役、参与及び会計監査、議長、その他必要な役員。
- 5 任期中途で欠員が出た場合は、評議会で決定する。

**第9条（任期）** 役員の任期は次のとおりとする。

- 1 会長・副会長・出納長・その他必要な役員は1年とし再任を妨げない。
- 2 理事・評議員・会計監査・その他の役員は1年とする。
- 3 欠員補充者の任期は、前任者の残留期間。

**第10条（退任）** 役員は次の事項に該当したときは、任期中においても退任する。

- 1 退任を申し出たとき。
- 2 総会において解任の決議があった時。
- 3 本会の名誉を著しく毀損し、役員として適当でないと認められたとき。

#### 第4章 機関

**第11条（機関の種類）** 本会は次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 評議会
- 3 理事会

第12条（総会の権限、構成、付議事項）総会は定期総会及び臨時総会とし、本会の最高決議機関であって、全会員で構成する。次の事項は総会の決議を経なければならない。

- 1 事業報告
- 2 決算及びその他の会計報告
- 3 収入、支出の予算
- 4 活動方針
- 5 役員の選出
- 6 組織変更または解散
- 7 その他重要なこと

第13条（評議会の権限、構成、付議事項）評議会は総会に次ぐ決定機関で、評議員、理事、出納長、正副会长で構成し、下記の事項を審議又は決定する権限及び任務を持ち総会に責任を負う。

- 1 対外交流に関すること。
- 2 会運営に必要な細則の決定
- 3 総会提出議案の前審議
- 4 総会付議事項以外の議案
- 5 事業の中間報告及び会計報告
- 6 会運営に必要な専門部、委員会の設置、改廃及び委員の選出
- 7 役員定数の決定
- 8 役員の辞任

第14条（理事会の権限、権威、任務）理事会は自治会の執行機関であって、会長、副会長出納長、理事で構成し、決議機関の決定事項に基づいて次の事項を執行する権限及び任務を持ち、評議会及び総会に責任を負う。

- 1 専門部、委員会の分掌事項
- 2 総会及び評議会に付議する議案の作成
- 3 会員から提出された議案の前審議
- 4 前号の結果を総会または評議会に報告すること。
- 5 その他決議機関の決定事項

緊急やむを得ない事項で総会または評議会を招集することができない場合は、理事会の責任において執行することができる。但し、この執行の場合は、一週間以内に総会または評議会に報告し、承認を求めなければならない

第15条（会議の招集）前項の会議の全てを下記事項によって会長が招集する。

- 1 定期総会は、年1回とする。
- 2 臨時総会は、次の場合に招集する。
  - (1) 評議会で招集が決議されたとき。
  - (2) 会員の3分の1以上の署名の請求があったとき。
- 3 総会の招集に当たっては、7日前までに会議の目的を明記し、文書にて全員に通知する。
- 4 評議会または理事会は、会長が隨時招集するが、評議会は評議員の3分の1以上の招集請求があった時、会長は1週間以内に招集しなければならない。

第16条（会員の定足数）会議は、すべて議決権をもつ構成員の3分の2以上の出席により成立する。但し、委任状をもって出席とみなすことができる。

第17条（議決）議決は過半数とし、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第18条（議事）所定の会議が終了したときは、速やかに議事録を作成し会員の閲覧に応じられるよう保管しなければならない。

## 第5章 会計

第19条（資金）本会の資金は会費、預金利子、寄付金、横浜市助成金、その他の収入で充当する。

第20条（会費）会員は、会費として1戸当たり年額5,000円とし、原則として年2回（5月、11月）で会計に納入するものとする。尚、入会・退会時は月額500円とし、以下とする。

- 1 新たに会員となる場合の会費は、毎月15日までの入居者については全額、16日以降の入居者については半額とする。
- 2 退会する場合の会費は、毎月15日までの出居者については半額、16日以降の出居者については全額とする。

第21条（臨時会費）総会で決議を得た場合には、臨時会費を別途徴収することがある。

第22条（資金管理）本会の資金は一定額の現金以外は、銀行などに預け入れることとする。

第23条（会計年度）本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第24条（会計報告）毎会計年度の収支決算は、会計が会計監査の監査を受けて総会に文章で公表しなければならない。

## 第6章 資産

第25条（資産）本会の資産は、別途資産目録書を作成し、毎年定期総会で公表しなければならない。

## 第7章 雜則

第26条（細則）本会則にない細部の事項に関しては会則に準じて行うこととし、会則の執行について必要なことは総会の決裁によって細則を定め、業務の執行に必要なことは評議会の決裁によって定める。

第27条（改廃）この会則の改廃は、全会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第28条（発効）この会則は昭和42年4月16日より発効実施する

第29条（補則）この会則は次により、一部改訂、発行した。

- 1 昭和52年4月24日（昭和52年定期総会）
- 2 昭和57年4月25日（昭和57年定期総会）
- 3 昭和60年4月24日（昭和60年定期総会）
- 4 平成18年4月24日（平成18年定期総会）
- 5 令和2年5月24日（令和2年定期総会）
- 6 令和4年5月22日（令和4年定期総会）

## 役員選挙細則

第1条（総則） 会則第8条により、役員選挙を円滑に行うことの目的として、この細則を定める。

### 第2条（選挙の原則）

- 1 会長、副会長、出納長の選出については、会員の中からの立候補制とする。
- 2 複数の立候補者のある場合は、投票により選出する。
- 3 対立候補者のない場合は、直接会員の3分の2以上の信任投票による。
- 4 立候補者のない場合は、理事会の中で選出する。
- 5 投票は、無記名で行う。

### 第3条（選挙管理）

- 1 役員選挙にあたっては、理事、評議員から各2名、一般会員より1名計5名で選挙管理委員会を構成、設置し、選挙に必要な選挙人名簿、選挙日程等を公示し、候補者の確認及び選挙の推進にあたり、当選者の確認を行う。
- 2 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。
- 3 選挙管理委員会は、厳正に会務を処理し、在任中に知り得た個人情報は個人情報保護法に基づき解任後も他に漏らしてはならない。

### 第4条（役員選考委員会の設置）

- 1 第2条4項により役員立候補者のない場合は、役員選挙管理委員会を役員選考委員会に移行し、会員の中から、新しい人材の発掘、現役員立候補者との調整など適材適所の役員候補者の推薦活動を行い、役員選挙が、円滑に実施されることを目的として設置される。
- 2 役員選考委員長は、役員選考委員の互選により選出される。

第5条（施行） 本細則は、令和4年5月22日から実施する。

第6条（補則） この細則は次により一部改訂、発効した。

昭和60年4月21日（定期総会）  
平成17年4月17日（定期総会）  
平成18年4月23日（定期総会）  
令和2年5月24日（定期総会）  
令和4年5月22日（定期総会）

# 都筑ヶ丘住宅自治会 組織図

2022年5月22日

